

## 緊急事態を職員室へ素早く通報

(株)キクテック様から小学校へ  
非常通報装置をご寄付いただきました。

地元企業として地域社会への貢献を目的に、学校内の防犯などに役立ててもらおうと、町内の4つの小学校に無線通報システムの寄付がありました。

ワイヤレス式のペンダント発信器を通じて、不審者侵入などの緊急事態を受信器に無線で伝えるシステム。

発信器は各クラスや体育館、プールなどに備えられ、緊急事態が生じた場合ボタンを押すだけで、職員室にある受信機の画面に教室名などが表示され警報ブザーが鳴り、先生が駆け付けるなどの素早い対応が可能となります。

各学校で夏休みの間に取り付け工事を行い、二学期から本格的に稼働します。



目録を町長に手渡す(株)キクテック新美社長(右)

## 住民基本台帳

### 閲覧用リストの並び順

### 生年月日の「日」順に変更します

### 個人情報保護

住民基本台帳の一部の写し(住民票に記載されている項目のうち、氏名・住所・性別・生年月日の4項目)については、住民基本台帳法に基づき閲覧ができます。

現在閲覧制度は、個人情報保護法の観点から全国的に見直しが検討されています。

阿久比町では、皆さんの個人情報を保護するため、閲覧用リストの並び順を7月11日から次のとおり変更しました。

変更内容 変更前 地区別で住所・世帯順  
変更後 生年月日の「日」順(男女別)

手数料 1件につき200円

閲覧人数 原則として1人とする

提出書類 誓約書の提出

法人などの概要が分かる資料(法人登記の写しなど)

請求事由に係る調査や案内などの内容が分かる資料

閲覧者が使者などの場合は、委託契約書など分かる資料の提示

個人情報保護法を踏まえた事業者の対応が分かる資料

本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)

閲覧に際しての注意事項

記載する用紙は町が指定したもの

事前に電話予約が必要

閲覧場所での携帯電話などの使用は禁止

閲覧時間は午前9時～正午、午後1時～午後4時半

偽りその他の不正な手段により閲覧したことが判明した場合は、過料を科するため簡易裁判所に通知します

問い合わせ先 住民福祉課(48)111(内225)